

10. 離島・へき地対策

	活動(アウトプットをもたらす活動の内容)	結果(アウトカムをもたらすために期待される活動の結果)	中間成果(目標アウトカムに資する中間的な変化)	目標成果(達成すべき目標:あるべき姿)
1	県は、離島地域の医師、看護師を確保するための対策を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・26年度には、離島における県立病院および附属診療所の定員を満たすように、医師をはじめとする全医療者を配置する。 ・29年度には、5大がんにおいてがん診療を行っている施設は、それぞれ1名以上指導医を配置する。 	離島でがん診療を行っている医療機関で標準治療が実施される。 <ul style="list-style-type: none"> ・26年度には、標準治療実施率が70%になる。 ・29年度には、標準治療実施率が90%になる。 	離島地域でのがん医療格差がなくなり、離島地域におけるがん医療の質の向上する。 [目標]
1	県は、離島のがん診療連携支援病院と協力し、離島地域における医療資源を調査・公開し、離島地域での情報格差が解消されるよう努める。	離島地域における医療資源を公開する。 <ul style="list-style-type: none"> ・25年度には、離島地域における医療資源が、Webサイトに公開される。 ・26年度には、情報サイトのアクセス数が、現在の2倍に増加する。 ・29年度には、情報サイトのアクセス数が、現在の4倍に増加する。 	離島地域での情報格差が解消され、患者が欲しい情報にたどり着く。 <ul style="list-style-type: none"> ・26年度には、離島地域に居住するがん患者のセカンドオピニオン率が1.5倍に増える。 ・29年度には、離島地域に居住するがん患者のセカンドオピニオン率が3倍に増える。 	①質の高いがん医療を受けるために、専門的がん診療施設と離島のがん診療支援病院とかけつけ施設の連携を強化する。
2	県は、離島地域に居住する県民が離島地域以外でがん診療を受けるにあたって、必要な経済的支援を行う。	離島地域に居住するがん患者の経済的支援を行う <ul style="list-style-type: none"> ・26年度には、離島地域に居住するがん患者が離島地域以外で、がん診療を受けるにあたって、必要な宿泊施設の支援を行う。 	離島地域に居住するがん患者の経済的負担の格差が解消される <ul style="list-style-type: none"> ・26年には、離島地域以外でがん診療を受ける場合、離島に居住するがん患者の50%が経済的支援が受けられている。 ・29年には、離島地域以外でがん診療を受ける場合、離島に居住するがん患者すべてが経済的支援が受けられている。 	②経済的負担の格差が解消される。 ③情報格差が解消される。
3	県は、拠点病院と協力して、離島および北部地域において、化学療法および緩和ケアを実施できるよう、体制整備を行う。	がん地域連携クリティカルパスを用いて、離島地域で対応可能な手術療法、化学療法、緩和ケアを行う患者が増加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・26年度には、離島および北部地域に居住する患者のがん地域連携クリティカルパスの適用数が50例をこえる。 ・29年度には、離島および北部地域に居住する患者のがん地域連携クリティカルパスの適用数が200例をこえる。 	離島および北部地域での治療を希望する患者が、希望する場所できがん治療を受けることができるようになる。 <ul style="list-style-type: none"> ・26年度には、離島および北部地域で対応可能な手術療法、化学療法、緩和ケアの実施数が1.5倍に増える。 ・29年度には、離島および北部地域で対応可能な手術療法、化学療法、緩和ケアの実施数が3倍に増える。 	